令和7年度　女性活躍推進法第２１条に基づく女性の職業選択に資する情報公表

特定事業主名：愛媛県後期高齢者医療広域連合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

項　目　①	全体	女性	男性	割　合
女性職員の採用割合（令和7年度実績）	8	8	0	100.0%

項　目　②	全体	女性	男性	割　合
採用試験受験者の女性割合（令和7年度実績）	13	12	1	92.3%

項　目　③	全体	女性	男性	割　合
職員の女性割合（令和8年4月1日時点）	10	10	0	100.0%

項　目　④	割　合
年次休暇取得率（令和7年度実績）	95.1%

＊当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員を本調査の対象としている。

＊項目③は令和8年4月1日時点、①、②、④は令和7年度の数値。

＊項目④は年次有給休暇付与日数に対する取得日数の割合。

令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：愛媛県後期高齢者医療広域連合　　　　　　令和８年６月２４日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.4%
全職員	99.4%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	―　%
本庁課長相当職	―　%
本庁課長補佐相当職	―　%
本庁係長相当職	―　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	―　%
３１～３５年	―　%
２６～３０年	―　%
２１～２５年	―　%
１６～２０年	―　%
１１～１５年	―　%
６～１０年	―　%
１～５年	―　%

【説明欄】

＊　２(1)(2)について、当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）を本調査の対象としているため、該当なし。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	―　　%

【説明欄】

当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）を本調査の対象としているため、該当なし。

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
本庁部局長・次長相当職	―　　%
本庁課長相当職	―　　%
本庁課長補佐相当職	―　　%
本庁係長相当職	―　　%

【説明欄】

当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）を本調査の対象としているため、該当なし。

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

⑴ 常勤職員

区分	令和７年度
男性	%
女性	%

⑵ 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	— %
女性	— %

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	%	%	%	%
１週間以上２週間未満	%	%	%	%
２週間以上１月以下	%	%	%	%
１月超３月以下	%	%	%	%
３月超６月以下	%	%	%	%
６月超９月以下	%	%	%	%
９月超 12 月以下	%	%	%	%
12 月超 24 月以下	%	%	%	%
24 月超	%	%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員のうち、育児休業の取得対象となる者はいなかった。

Ⅴ　職員の勤務時間の状況
管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	―　時間／月
内部部局等以外	―　時間／月

【説明欄】

当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）を本調査の対象としているため、該当なし。